

使用料

- ・ 許可を受けた市町村から、納入通知書（市町村により名称等が異なります）等が発行されますので、指定期日までに納入してください。
- ・ 期日までに納入されない場合、新たな許可申請があっても許可されないことがあります。
- ・ 使用料は、申請書に記載された「船の長さ」・「使用の期間」等により算定されます。
- ・ 船長のメートル未満の端数は、切り上げます。（例：6.3m→7m）

短期間使用

- ・ 1日船長1mあたり110円です。

（料金早見表）

単位：円

船長 使用日数	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10m	11m
1 日	550	660	770	880	990	1,100	1,210
2 日	1,100	1,320	1,540	1,760	1,980	2,200	2,420
3 日	1,650	1,980	2,310	2,640	2,970	3,300	3,630
4 日	2,200	2,640	3,080	3,520	3,960	4,400	4,840
5 日	2,750	3,300	3,850	4,400	4,950	5,500	6,050
6 日	3,300	3,960	4,620	5,280	5,940	6,600	7,260
7 日	3,850	4,620	5,390	6,160	6,930	7,700	8,470

長期間使用

（料金早見表その1）

単位：円

区分	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 1年まで
船長1m あたり	800	2,000	3,500	4,900	5,400

（料金早見表その2）

単位：円

船長 使用期間	5 m	6 m	7 m	8 m	9 m	10m	11m
1月未満	4,000	4,800	5,600	6,400	7,200	8,000	8,800
1月以上 3月未満	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000
3月以上 6月未満	17,500	21,000	24,500	28,000	31,500	35,000	38,500
6月以上 9月未満	24,500	29,400	34,300	39,200	44,100	49,000	53,900
9月以上 1年まで	27,000	32,400	37,800	43,200	48,600	54,000	59,400

（使用期間の例）

- ・ 4月5日～5月4日 → 使用期間の区分：1月以上3月未満
- ・ 4月5日～5月3日 → 使用期間の区分：1月未満

船舶の陸上保管

1日船長1mあたり5円50銭です。